

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定【3】）
2. 日時：令和2年4月17日 10時00分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官※、角谷安全審査官※、照井安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他17名※

## 5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年4月7日、10日、14日及び16日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
  - 屋外のアクセスルートについて、複数のアクセスルートの中から選定することが分かるよう説明すること。
  - 報道発表、外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡は本社対策本部で実施するとしている目的を説明すること。
  - 重大事故等対策を実施するための手順書の整備について、主語を省略したことにより実施者が不明確になっているため、実施者について説明すること。
  - 消火活動に係る通信手段について、先行審査プラントのように専用の通信設備を用いるのではなく同一の通信回線のチャンネル数を増やすことにより対応するのであれば、その通信手段を用いることが分かるよう説明すること。
  - 先行審査プラントの保安規定の記載と比較して、記載が不足しているところがないかを確認し、該当するところがあれば記載の必要性について説明すること。
  - 第12条（運転員等の確保）について、記載の妥当性が確認できるように資料を整理して説明すること。
  - 原子力防災体制にて、米国で実績のあるICS（Incident

Command System) を取り入れたとの説明であるが、ICSにおける災害対策本部活動サイクルと設定する事故対応の目標との関係について、整理して説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

関係資料：なし